

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 平成29年6月2日（金） 午後1時30分から午後4時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎3階 中会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員  
高井美智明，澤田勝，秋山安夫，中村岳広，水庭清隆
  - (2) 執行機関  
園部孝雄，青山和夫，寺門富雄，高岡英寿，鈴木和男，鯉淵紀子，橋本賢一，渡辺慧，橋本大敬，梶山哲，杉山健一，川原井正浩，川野輪俊光，武田良樹
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 格付工種の落札状況について（非公開）
  - (2) 平成28年度下期の契約状況について（非公開）
  - (3) 平成28年度下期抽出案件審議（9件）（非公開）
- 6 非公開の理由  
会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9件）一覧
  - (2) 抽出案件説明書

9 発言の内容 ※非公開のため、詳細な内容については省略

意見・質問	説明・回答
<p>[報告事項]</p> <p>1 格付工種の落札状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 8 月以降，土木 B ランクの最低制限価格対象件数が増えているが，特別な要因があるのか。</li> <li>・土木 B ランク対象の契約予定金額はいくらか。</li> </ul> <p>2 平成 28 年度下期の契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段意見なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年8月から，最低制限価格制度対象の契約予定金額を1,000万円から3,500万円に引き上げたことが要因です。</li> <li>・契約予定金額が700万円以上2,500万円未満になります。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>1 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増改築工事とは，増築工事を行って，改築工事を行うことと理解してよいか。</li> </ul> <p>・この設計の見積りの割合はどのくらいか。また，設計のどの部分を見積り徴取したのか。</p> <p>・見川小学校と見川中学校は隣接しているため，供用の武道場を建築したほうが効率がいいということで進めた案件なのか，それとも老朽化で進めた案件なのか。</p> <p>・水戸市内で隣接している小中学校は，同様の整備方針が増えていくのか。</p> <p>・それぞれ建てるよりもコストが下がるのか。</p> <p>・音を立てないなど，環境問題に配慮した特殊技術が必要な工事であるため，落札率が高くなったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改築工事とは，同一敷地内に以前からある建物と同じ用途の建物を新たに建て直すことです。改築を行うことで，延べ面積が増えることにより，増改築となります。</li> <li>・直接工事費の見積りの割合は，約 35% です。見積りの内訳は，床，屋根，建具，装置などです。また，エレベーター，防火水槽などが見積りの比率として大部分を占めています。</li> <li>・老朽化に伴う改築工事になります。</li> <li>・立地条件に恵まれた敷地であれば，同じような形態での増改築が行われる可能性はあります。</li> <li>・はい。</li> <li>・この工事現場は，特別な環境ではないと考えています。震災後の資材や特に労務単価の上昇が続いている状況であり，</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>・四大プロジェクトにより、予算が厳しいため、予定価格を下げることはないと理解してよいか。</p> <p>・この工事の参加資格がある1,000点以上の代表構成員数は、21社か。</p>	<p>また、業者から徴取した見積りを100%採用するのではなく、70%や50%程度の率を掛けて設計に反映することや、見積り徴取時と設計時で時間差により、その差が落札率にも反映していると考えています。</p> <p>・予算の関係で予定価格を下げることはありません。</p> <p>・1,000点以上で、同様の施工実績を有する業者は、県内に8社、市内に13社です。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>2 卸売市場青果棟変電所改修工事について</p> <p>・落札率が高い要因として考えられるのは、工事が比較的単純で、業者の見積りは同じような金額になるからなのか。</p>	<p>・この工事は、工事規模が約1,100万円であるが、その中で設備工事に占める金額がある程度あり、電気器具の購入等が少ないため、価格を低く抑えて応札することが難しいと考えています。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>3 市道災第3号見川 114号線桜山新橋法面災害復旧工事について</p> <p>・この工事は技術を要する難しい工事ということだが、どのように難しい工事なのか。</p> <p>・どの業者が積算しても同じくらいの入札額になるのか。</p> <p>・茨城県では、ランクはS、A、B、Cとなっているが、水戸市の場合、土木一</p>	<p>・橋の法面下部の地盤改良工事が入っており、施工を監理できる業者が、土木一式工事Aランクの道路改良工事や地盤改良工事を行っている業者となります。今回は、災害復旧事業に係る指名選定運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき、1ランク上げて指名しています。</p> <p>・積算システム、ソフトウェアが市販化されており、一般的な工事であれば、そのソフトウェアに市設計書の数量を入力することにより、諸経費率は自動的に算出できるものです。</p> <p>・Aランクが最高ランクです。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>式工事はAランクが最高なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県のS, Aランクは水戸市のAランクと理解してよいか。</li> <li>場合によっては, Bランクに入ることもあるのか。</li> <li>理由があれば, Bランク工事にCランクの業者を指名することもあるのか。</li> <li>工事の難易度を定めているものはあるのか。</li> <li>請負業者指名(推薦)決定伺いの様式が形式的過ぎていたため, 特別な推薦理由があれば, 一目瞭然で分かるような様式を検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県のSランクは, 水戸市のAランクの上位約10社が該当すると思います。また, 水戸市のAランクは少し幅が広いので, 茨城県のAランクに全ては入らないと思います。</li> <li>あります。</li> <li>運用基準により, 同等の格付を基本とし, 困難な工事に関しては上位等級を認めており, 下位等級を指名することはありません。</li> <li>運用基準に明記はしていませんが, 運用基準を定める際に, 難易度など運用の方法を別に定めています。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>4 東町運動公園体育館建設工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度の公募型プロポーザル方式で実施したときは, 何社が参加したのか。</li> <li>公募型プロポーザル方式とはどのようなものか。</li> <li>公募型プロポーザル方式で, 参加者5社のうち, 2社に決まったということか。</li> <li>審査結果の点数が, 思ったより低い。例えば50点未満など点数が低い場合は失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加は5社です。</li> <li>市から一定の条件を出して, 応募のあった業者の価格やその他の条件を専門委員会の方に評価していただき, 事業者を選定していく方式です。</li> <li>今回, ECI方式を採用しており, 実施設計段階から候補者を選定していく公募型プロポーザル方式を実施しています。対象者は11社いて, その中の5社が公募型プロポーザル方式に参加している状況です。</li> <li>今回の評価事項は, 設計上の技術協力業務, 水戸市内の事業者を活用するとい</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>格となるような、何か基準はあるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募型プロポーザル方式と E C I 方式の違いはなにか。</li> <li>・ E C I 方式を採用するということは、設計段階から施工業者が決まっているのか。</li> <li>・ E C I 方式を採用した一番の要因は。</li> </ul>	<p>う提案、概算工事費の提案と、大きく3項目に分かれています。それらについて委員が評価をして、点数の積み重ねで評価をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募型プロポーザル方式は、条件に合う方はどなたでも参加可能で、提案をもらって選定します。 E C I 方式は、選定された優先交渉者が設計段階からアドバイスをし、実施設計を設計業者だけで行うのではなく、優先交渉者の施工の提案を組み入れながら設計をします。</li> <li>・最終的には、随意契約で見積り合わせにより決まることとなります。</li> <li>・平成31年開催の国体会場となるため、平成30年度中に完成させる必要があります。不調が許されず、設計を見直して再公告する時間もないため、工期を確実に守れる方式とコストの縮減をどう図っていくかを勘案して、 E C I 方式を採用しています。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>5 新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価事後調査(猛禽類)業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考見積徴取業者が失格になることはあるのか。</li> <li>・過去3年、同じような条件で発注し、落札業者は毎回違うのか。</li> <li>・受注者が毎回違う業者でも、内容に問題は無いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考見積りを徴取している項目の中で、報告書の作成などは最低業者の見積額を採用していますが、他の経費や人件費の単価は官積算を用いる部分があり、予定価格の積算価格、また、最低制限価格の算出など、業者の積算とは多少差があります。落札する意思はあったと思います。</li> <li>・はい。</li> <li>・例年、仕様書には同じような内容が盛り込まれており、実績のある業者を選定</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査とは、現地に建物を建てて、24時間体制で監視をするのではなく、一定の周期で現地に行ってみ視することなのか。</li> <li>・データは、次の年度の受注者に渡して、業務の参考にしてもらうのか。</li> </ul>	<p>しているため、一定の求める業務実績は上げられると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定点観測を基本として、月に連続3日間を、3月、4月、5月、6月、7月と続けて、行動圏解析を行っています。</li> <li>・最終的にまとめられた報告書がありますので、それを次の年度の受注者に引き継いで、業務の参考にしていただくこととなります。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>6 枝内取水場導水施設耐震補強工事(第32号)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札は、制度上、応札が1社であっても、競争性は担保されているということになるのか。</li> <li>・再公告では、参加条件を広げているのか。</li> <li>・耐震補強工事は、東日本大震災関連の工事なのか。</li> <li>・過去の耐震補強工事は、参加者が少ない傾向だったのか。</li> <li>・参加者が少ないのは、工事が難しいことが原因なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。指名選定に係る運用基準で、当初公告においては、入札参加者が2社に満たない場合は入札を中止しますが、再公告においては、入札参加者が2社に満たない場合でも入札を執行することと定めていますので、参加者が1社でも入札を執行しています。</li> <li>・参加条件は変えていません。</li> <li>・耐震補強の診断をした結果、工事が必要となり、工事を発注しています。</li> <li>・2社、3社は参加しています。</li> <li>・工事实績を求めていますので、考えられると思います。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>7 配水管布設替工事(第35工区)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設工事のAランクは総合数値700点以上と統一されているのか。</li> <li>・水道施設工事は、難易度が簡単な工事以外はAランクとしているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合数値700点で区切りがありまして、700点以上がAランク、700点未満がBランクと分かれています。</li> <li>・水道施設工事については、契約予定金額1,000万円以上がAランクとなります。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>[抽出案件]</p> <p>8 配水補助管布設工事(第59工区)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配水補助管布設工事自体は、常設なのか。それとも、補助する理由がなくなったら、これを撤去する工事なのか。</li> <li>・入札結果の無効とはどのようなものか。</li> <li>・辞退とはどのようなものか。</li> <li>・無効となった業者にペナルティはあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設の管で、撤去はしません。水道部では、口径50ミリメートル以上の配水管を配水補助管と定めています。</li> <li>・この案件の無効は、応札がなかったものです。</li> <li>・辞退届を提出したものです。</li> <li>・ありません。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>9 配水補助管布設工事(第61工区)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の水道施設工事の登録業者、Bランクは何社か。</li> <li>・市内業者は、ほぼ指名できるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・64社です。</li> <li>・はい。</li> </ul>